

共用型指定認知症対応型通所介護の指定に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は八王子市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成25年条例第17号。以下、「地域密着型サービス基準条例」という。）第65条第2項第2号及び八王子市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成25年条例第18号。以下、「地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第9条第2項第2号に規定する「市長が認めた者」の判断基準を明確にし、地域密着型サービスの指定事務の透明性、公正性を確保することを目的とする。

(判断基準)

第2条 地域密着型サービス基準条例第65条第2項第2号及び地域密着型介護予防サービス基準条例第9条第2項第2号に定める市長が認めた者は、以下の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 共用型指定認知症対応型通所介護の事業を行う指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設（以下、これらを総称して「本体施設」という。）の開設から3か月以上の期間を経過していること
- (2) 本体施設でサービス提供に当たる従業者のうち、当該本体施設で3か月以上勤務している者の人数が常勤換算方法で半数を超えていること

附則

本要綱は平成25年4月1日より施行する。